

千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行要領

第1 趣旨

この要領は、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」（令和元年9月10日社援発0910第3号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）が定める基準の趣旨及び内容について定めるものとする。

第2 一般的事項

1 無料低額宿泊所の事業範囲

条例第2条は、無料低額宿泊所の事業の範囲について規定したものであり、同条各号に掲げる事項を満たす場合には、無料低額宿泊所に該当するものとして、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の2の規定による届出が必要となるものであること。

なお、同条ただし書の規定については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）その他の法律により必要な規制が行われている場合や、自治体等から事業の委託や事業費の補助等が行われており、無料低額宿泊所とは事業目的や対象者が異なる事業であることが明らかであるものが該当するものである。

（1）同条第1号アの「生計困難者」の範囲は、生活保護法（昭和25年法律第144号）

第6条第2項に規定する要保護者及びこれに準ずる低収入であるために生計が困難である者とし、「生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合」には、路上生活者等に声かけして入居の申込みを行わせている場合、生計困難者を対象とした生活相談等を実施して入居のあっせんを行っている場合及び生活保護の申請を行うことを前提として入居者を募集している場合を含むこと。

（2）同号イ及びウの「被保護者の数の割合」については、直近1年間（事業開始から1年未満の場合は事業開始から直近月まで）の利用実績から判断すること。新規に事業開始する場合にあっては、事業者が入居を想定している対象者により判断することとして差し支えないが、事業開始時には無料低額宿泊所に該当しないこととした場合であっても、事業開始から6か月間の利用実績において、被保護者の数の割合がおおむね50パーセント以上であることが判明した場合には、無料低額宿泊所に該当するものとして判断すること。

（3）同号ウの「共益費」は、共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要

する費用を指すものであり、共益費という名目でも、当該費用が食事や日用品の供与等のサービスに係る費用に充てられている場合には、利用料を受領してサービスを提供しているものとして、無料低額宿泊所に該当するものとして判断すること。

また、居室を提供する事業者と、サービスを提供する事業者が異なる場合であっても、一方の事業者の役員や代表者が他方の事業者の役員等を兼務している場合、それぞれの事業者が親会社と子会社の関係にある場合、事業者間で委託契約等が結ばれている場合等については、各事業者に密接な関係があるものとして判断すること。

- (4) 同条第2号は、「居室使用料」について、無料であるか、又は近隣同種の住宅との均衡を失しない範囲として、その具体的な基準は、生活保護の住宅扶助特別基準の金額以下のものを指すものであること。

2 基本方針

- (1) 条例第3条は、無料低額宿泊所は、居室等の提供とあわせ、入居者の状況に応じ自立した日常生活を送るための支援を行うこと等、入居者の福祉の増進を図るために必要な支援の方針を総括的に規定したものである。

- (2) 無料低額宿泊所については、直ちに単身での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能となるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担うものである。

そのため、同条第3項及び第4項の規定に基づき、入居者が一般の居宅等において独立して日常生活を営むことができるか（介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づいて提供されるサービスを利用して独立して日常生活を営むことができる場合も含む。）常に把握するとともに、当該入居者の希望等を勘案し、退居のための必要な援助に努めることとするものであること。

なお、同条第3項の「一時的な居住の場」について、入居を必要とする期間は各入居者の状況によって様々であり、日常生活の支援が必要な者については、「日常生活支援住居施設」の認定を受ける無料低額宿泊所に中長期間入居することも想定されることから、一律に入居期間を限定することとはしていないものであること。

- (3) 同条第5項の「地域との結び付きを重視した運営」については、入居者の適切な外出の機会の確保や地域との交流を図ることによる社会との結び付きの確保を図ることを求めるものである。そのため、無料低額宿泊所の開設に当たっては、地域住民に対して説明会等を開催し、事業運営について理解を得るよう努めるものであること。

また、入居者の状況に応じて必要なサービス提供が行われるよう、地域において活

用可能な保健医療サービスや福祉サービスを提供する事業者との連携に努めるものであること。

- (4) 無料低額宿泊所に入居する者の多くは、居宅での生活歴がない若しくは明らかでない者又は住所不定者であった期間が長い者等であるが、サテライト型住居の入居者については、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等とすること。

3 構造設備等の一般原則

条例第4条は、無料低額宿泊所の構造設備に係る一般原則について定めたものであり、無料低額宿泊所の配置、構造及び設備について、条例、建築基準法等の関係法令の規定を遵守するとともに、日照、採光、換気等を入居者に十分配慮されたものとし、入居者の保健衛生及び防災に万全を期すべきことを趣旨とするものである。

4 設備の専用

- (1) 条例第5条は、無料低額宿泊所の設備は、入居者が必要に応じて直ちに使用できる状態にするため、原則として専用としなければならないものであるが、同一敷地内で他の社会福祉事業等を実施している場合等であって、当該無料低額宿泊所の効果的な運営と入居者に対する適切なサービスの提供が確保される場合には、設備の一部について同条ただし書の規定を適用して差し支えないものであること。
- (2) 建物の一部について無料低額宿泊所として届け出た場合、当該届出を行った部分の設備について専用であれば、条例第5条の規定には抵触しない。また、届出を行った部分の設備についても、共有スペースなどで、入居者に提供するサービスに支障がない範囲において、他の用途で使用することは差し支えないものであること。

ただし、届出時には、無料低額宿泊所として用いる各設備の範囲を特定する必要がある、入居者の属性に応じて居室の範囲等が変更となる前提での届出（例えばどの部屋を無料低額宿泊所とするのか予め定めずに届出を行い、実際に生計困難者が入居した部屋を無料低額宿泊所として取り扱うこと。）は認められないこと。仮に、無料低額宿泊所として扱う居室の範囲を変更する場合には、その都度変更の届出を行うこと。

なお、建物の一部について無料低額宿泊所として届け出た場合であっても、無料低額宿泊所の範囲外としている部分についても生計困難者を対象として一体的に運営をしている実態がある場合には、当該部分も無料低額宿泊所の範囲とする届出内容の変更を行うこと。

5 職員等の資格要件

(1) 条例第6条第1項は、無料低額宿泊所の施設長（以下「施設長」という。）について、その資格要件を定めたものである。同条第1項の「社会福祉事業等に2年以上従事した者」については、社会福祉事業において業務に従事した者のほか、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業又は老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅において業務に従事した場合を含むものとする。

ただし、社会福祉事業を実施している事業所で業務に従事している場合であっても、主として清掃や調理業務に従事していた期間や、無料低額宿泊所の入居者が当該無料低額宿泊所で補助的業務に従事していた期間は、業務経験としては認められないものであること。

また、無料低額宿泊所の入居者を、当該無料低額宿泊所に入居した状態で施設長とすることは認められないものであること。

同項の「同等以上の能力を有していると認められる者」とは、「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和53年2月20日社庶13号厚生省社会局長、児童家庭局長通知）に基づく施設長資格認定講習会の課程を修了した者であること。なお、原則として施設長に就任する前に当該講習会の課程を修了しておく必要があるが、特別の事情がある場合には、課程の修了が施設長就任後であってもやむを得ないこと。

(2) 条例第6条第3項の「その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者」に当たる者としては、事業所を運営している法人の役員が想定される。なお、給食の提供、清掃等の委託先の事業者については、無料低額宿泊所の運営事業者と当該委託先事業者が人的関係、資本関係において密接な関係を有する場合を除き、「その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者」には該当しないものであること。

6 運営規程

条例第7条は、無料低額宿泊所の適正な運営及び入居者に対する適切なサービスの提供を確保するために同条第1項第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることを義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 職員の職種、員数及び職務の内容については、施設長と施設長以外の職員別に、人数（常勤・非常勤別）及び職務の内容について記載するほか、通常、職員が当該無料低額宿泊所で勤務する時間について規定すること。

(2) 入居者に提供するサービスの内容については、居室の面積、設備の状況、食事提供の有無並びに提供回数及びその内容、日用品等の提供内容等を、利用料その他の費用の額については、利用料として受領する費目とその金額を規定するものであること。

- (3) 施設の利用に当たっての留意事項については、入居者側が留意すべき事項（入居生活上のルール、設備利用上の留意事項等）を指すものであること。
- (4) 非常災害対策については、条例第8条第1項の規定に基づく非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。
- (5) 条例第7条第2項に基づく届出は、市長（保護課）に対して行うものであること。

7 非常災害対策

- (1) 条例第8条は、無料低額宿泊所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難及び救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないことを規定したものである。
- (2) 同条第1項の「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に規定する消防用設備等や、風水害、地震等の災害に際して必要な設備を指すものであること。

なお、消防法上、整備すべき消防用設備等については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一における防火対象物の用途やその規模等に応じて具体的な規定が設けられている。

一般的には、無料低額宿泊所は、同表（5）項口の「寄宿舍、下宿又は共同住宅」に該当することが想定されるが、不特定多数の人が主として短い期間宿泊し、宿泊者等の入れ替わりが頻繁である場合には、同表（5）項イの「旅館、ホテル及び宿泊所その他これらに類するもの」に該当する場合があるため、必要に応じて消防機関に確認すること。

- (3) 条例第8条第1項の「非常災害に対する具体的計画」とは、火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を指すものであること。

なお、無料低額宿泊所のうち、消防法施行令第3条の2第1項に規定する消防計画を定めている場合は、当該計画をもって「非常災害に対する具体的計画」とみなして差し支えないこと。

また、無料低額宿泊所は、非常災害に対する責任者を定め、その者に計画の策定等の業務を行わせること。

- (4) 入居者への説明については、非常災害時の対応は条例第7条第1項第6号の規定により、無料低額宿泊所の施設の運営規程に盛り込むべき事項としているため、入居に当たって、運営規程の概要を説明する際に災害時の対応等についても十分な説明を行う必要があること。
- (5) 条例第8条第2項の「避難、救出その他必要な訓練」については、災害発生時において、消火、通報、避難誘導等が適切に実施されるための訓練を指すものであり、消

防法において避難訓練等の実施が義務付けられている施設においても行う必要があること。

消防法施行令第3条の2第2項に規定する「消火、通報及び避難の訓練」を実施した場合は、当該訓練の実施をもって「避難、救出その他の必要な訓練」を実施したものとみなして差し支えないこと。

なお、同令別表第一（五）項イ（旅館、ホテル及び宿泊所その他これに類するもの）に該当する無料低額宿泊所においては、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第10項の規定に基づき、消防法施行令第3条の2第2項に規定する「消火、通報及び避難の訓練」を年2回以上実施する必要があることに留意すること。

（6）条例第8条第3項の「物資」については、災害発生時において、必要とされる食料、飲料水、マスク、消毒液、非常用電源などを指すものであること。

（7）サテライト型住居を設置する場合、本体施設及びサテライト型住居は、それぞれの施設ごとに設備の構造、入居者を取り巻く生活環境及び職員による支援方法等が異なるため、条例第8条第1項に規定する消火設備その他の非常災害に際して必要な設備について、本体施設及びサテライト型住居の施設ごとに適切に整備する必要がある。施設毎に必要な設備については、必要に応じて関係機関に確認すること。

また、非常災害に対する具体的な計画については、施設の設置場所によってその内容が異なることから、本体施設及びサテライト型住居の施設ごとに策定すること。

8 記録の整備

（1）条例第9条の「記録の整備」は、無料低額宿泊所における日々の運営、財産及び入居者に提供するサービスの状況等に関する事実を正確に記録し、常に当該無料低額宿泊所の実情を的確に把握するため、少なくとも次の記録を備えなければならないものであること。

ア 運営に関する記録

- （ア）職員の勤務状況、給与等に関するもの
- （イ）施設運営に必要な諸規程
- （ウ）事業計画及び事業実施状況に関するもの
- （エ）関係機関に対する報告書等の文書

イ 入居者に関する記録

- （ア）入居者名簿
- （イ）入居者台帳（入居者の生活歴及び入退居に関する記録その他必要な事項を記載したもの）
- （ウ）サービス提供に関する入居者からの苦情の内容等

ウ 会計処理に関する記録

- (ア) 収支予算及び収支決算に関する書類
- (イ) 金銭の出納に関するもの
- (ウ) 債権債務に関するもの
- (エ) 物品の受払に関するもの
- (オ) 収入支出に関するもの
- (カ) その他会計に関するもの

- (2) 条例第9条第2項第1号の「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、入居者の入退居に関する記録、提供するサービスに係る契約書、状況把握の実施状況等である。また、食事を提供する場合は、食事提供の状況も含まれる。なお、状況把握に関する記録は入居者ごとの状況把握の実施の有無を、食事に関する記録は入居者ごとの食事の提供の有無が分かるものを想定しており、入居者ごとに個別に記録を作成せず、一覧等で整理されていても差し支えないものであること。

当該記録の保存期間については、入居者台帳等の入居者の個別の記録については原則として当該入居者の退去日から5年間、状況把握や食事提供等の定期的に提供されるサービスの記録については原則として提供後5年間とする。ただし、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合等には、上記に関わらず、損害賠償等がなされたときから5年間とする。

なお、個別の事案で係争中の場合には、当該事案が解決した日を「完結の日」として取り扱うこと。

9 規模

条例第10条は、社会福祉法第2条第4項第4号の規定により、常時保護を受ける者が5人に満たない施設は社会福祉事業には含まれないこととされていることから、無料低額宿泊所の定員は5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものであることを規定したものである。

10 サテライト型住居の設置

- (1) 条例第10条の2は、無料低額宿泊所の入居者が、より一般の住宅に近い環境で、居宅での生活へ移行するための準備及び訓練を行うための「サテライト型住居」の設置について必要な規定を設けるものである。
- (2) 同条第1項は、無料低額宿泊所について、入居定員が5人以上10人以下の施設を本体施設として、当該本体施設に付随する施設として入居定員が4人以下のサテライト型住居を設置できるとし、サテライト型住居も無料低額宿泊所の一部分として

最低基準の適用を受けるものである。

この場合、本体施設とサテライト型住居をあわせた全体を1つの無料低額宿泊所として取り扱うものであり、施設長は、本体施設とサテライト型住居をあわせて管理運営する者を1名配置するものであること。

(3) サテライト型住居への該当は、本体施設と「一体的に」運営されているかについて確認すること等により、判断する。具体的には、運営者の同一性、会計処理、契約形態及び職員体制等が本体施設と密接に関係しているかなどを確認し、これらの状況を総合的に勘案した上で判断するものとする。

(4) サテライト型住居は、より一般の住宅に近い環境で居宅生活の準備や訓練を行うものであることから、入居定員は4人以下に限定している。なお、居宅生活の準備等を行う観点から、食事や日用品の購入については、自炊や買い物の機会の確保をする等、できる限り入居者本人自身が行うよう努めるものであること。

(5) 同項に規定するサテライト型住居の利用期間については、1回の契約期間内に居宅への移行を図ることを前提に、原則1年間としたものである。

入居期間は、入居者の状況に応じた適切な転居先が確保できない等、特別な事情がある場合は、1年間を超えてもやむを得ないものとするが、その場合であっても、速やかに転居先を確保できるよう支援するものとし、契約の再更新を行う等継続して入居することを前提として利用することは認められないこと。

(6) 同条第2項は、サテライト型住居の設置については、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者の状況把握等の無料低額宿泊所としての一体的なサービス提供に支障がないものとすることを規定したものである。

この場合、移動時間については、職員が通常用いる交通手段によるものとするが、公共交通機関を用いる場合には、移動に要する時間により一律に判断するものではなく、交通基盤の整備状況等を踏まえ実情に応じて適切に判断するものとする。

(7) 同条第3項は、サテライト型住居の設置数について、サテライト型住居は職員が巡回して支援する形態で運営されることを想定していることから、サテライト型住居への移動等に要する時間等を考慮して、設置可能な箇所を4か所までに限定するものである。

また、施設長の要件を満たす者が、施設長以外の職員として配置されている場合については、2人の職員がそれぞれ巡回を行うことを前提として、設置可能な箇所を8か所までとするものである。

(8) 同条第4項は、本体施設及びサテライト型住居の入居定員の合計について、それぞれの入居者に対する支援等に支障が生じない範囲として、20人までに限定するものとする。

また、サテライト型住居の設置数と同様、施設長の要件を満たす者が、施設長以外の職員として配置されている場合については、入居定員の合計は４０人までとするものである。

（９）同条第５項は、サテライト型住居において巡回による状況把握が適切に実施され、その状況が確認できるようにする観点から、状況把握の実施状況について記録を整備することを求めるものである。

（１０）本体施設及びサテライト型住居の施設所在地を管轄する自治体がそれぞれ異なる場合は、本体施設を所管する自治体において、当該本体施設のサテライト型住居も含め、届出受理、指導・検査等を実施するものとする。その際、本体施設を所管する自治体と、サテライト型住居の施設所在地を管轄する自治体との間において、施設名、住所等の必要な情報を共有するなど、自治体間における連携に支障が生じないよう情報共有を行うものとする。

また、所管する自治体により社会福祉法第７０条の規定に基づく立入検査等を行う場合は、例えば、サテライト型住居に居住する被保護者の実施機関の職員による訪問とあわせて行うなど、相互に連携に努めるものとする。

サテライト型住居の所在地が本体施設の所在地の自治体と異なる場合、当該サテライト型住居と本体施設で入居者に適用される住宅扶助基準額が異なる場合があるため、家賃又は居室利用料を勘案する際には留意すること。

（１１）日常生活支援住居施設として生活保護法第３０条の認定を受けている無料低額宿泊所がサテライト型住居を設置する場合がありますが、日常生活支援住居施設の職員配置基準は、同一建物内において入居者に対する支援を行うことを前提としており、サテライト型住居が認定の対象となることは想定していない。

また、この場合において、日常生活支援住居施設の配置基準を満たすべく本体施設に配置された人員が、当該配置基準を満たすべく勤務する時間内において、サテライト型住居の業務を行うことはできず、本体施設に係る配置基準を満たした上で、別途サテライト型住居の業務を行うための人員配置が必要であることに留意すること。

第３ 設備に関する基準

１ 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）及び消防法の遵守等

条例第１１条第１項及び第２項は、建物の防火防災対策及び入居者の安全確保の観点から、建築基準法及び消防法の規定の遵守等に係る確認的規定として定めたものである。

（１）建築基準法において、学校、病院等の用途に供する建築物は「特殊建築物」として、その用途や規模に応じて適用される基準が定められているが、無料低額宿泊所については個別の用途としては明記されていない。一般的に、無料低額宿泊所は、同法に定

める寄宿舍又は共同住宅として取り扱われるが、個別の建築物の用途については同法第2条第35号に規定する特定行政庁の判断に従われないこと。

また、特に居室の窓については、その大きさ、天井からの距離、有効な開口面積などが建築基準法が定める採光、排煙、換気及び避難のための基準を満たしていることを確認し、いわゆる「無窓居室」とならないよう留意すること。

(2) 消防法の規定の適用については、第2の7(2)なお書で記載したとおり、防火対象物の用途やその規模等に応じて設置すべき設備等が異なること。

(3) 条例第11条第3項は、建物の規模等により消防法で設置義務がかからない場合であっても、入居者の安全確保を図るため、消火器、自動火災報知設備等の設置等防火対策の充実に努めることを求めるものである。

2 無料低額宿泊所における設備

条例第11条第4項から第6項までについては、無料低額宿泊所に設ける設備に関して規定したものであるが、各設備に係る規定の内容については、以下のとおりである。

(1) 設置が必要な設備

ア 同条第4項に規定する設備は、無料低額宿泊所の運営上及び入居者のサービスの提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉住居施設その他の施設が設置されている場合であって、当該施設の設備を利用することにより無料低額宿泊所の効果的な運営が図られ、かつ入居者へのサービス提供に支障がない場合には、入居者が日常継続的に使用する設備以外の設備について、その一部を設けないことができるものであること。

イ サテライト型住居の入居者は、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定しており、サテライト型住居において、一般居宅での生活と同様に生活することで、一般居宅への円滑な移行を目指すものと位置づけている。このため、サテライト型住居に係る同条第4項に規定する設備については、施設内で入居者が他の者と共用することなく単独で使用する（いわゆるワンルームマンション型）が望ましい形態である。共用する場合（シェアハウス型）には、設備を共用する人数に応じてそれぞれの設備を十分に利用できるよう、適当な広さ又は数を確保することに配慮すること。例えば浴室については、入居者が適切な時間帯及び入浴時間で1日1回は入浴ができる広さや数が確保されているなど、設備の共用が問題とならないよう留意すること。

また、同様の趣旨から、家族等との同居の場合を除き、サテライト型住居における1居室当たりの入居定員は1名とすること。

ウ 同条第5項に規定する設備は、入居者へのサービス提供に支障がない場合は、同

じ部屋を複数の入居者の兼用として差し支えないものであること。ただし、入居者のプライバシーに関わる相談に際しては必要に応じて各居室で行う等プライバシーが守られるよう配慮すること。

また、無料低額宿泊所のうち、各居室に専用の炊事設備や便所、浴室等が設けられているワンルーム型の施設においては、共用室、相談室及び食堂を設けないこととして差し支えないこと。

(2) 居室について

ア 居室の床面積に係る基準は壁芯での測定によるものであること。

また、居室の天井高については、建築基準法施行令第21条第1項の規定により2.1メートル以上とすることとされているため、当該基準を満たさない場合には、居室の床面積としては算定できないものであること。ただし、ロフトスペースの活用等により居室の一部について天井高が2.1メートル未満の場合については、居室全体の平均の天井高が2.1メートル以上である場合に限り居室の全体を床面積として算定できるものであること。

イ 居室について、家族等が入居する場合にあっては、当該居室に入居する人数に応じて適切な面積を確保するものとして、原則として1人当たり7.43平方メートル以上とすること。

ウ 居室については地階に設けないこととしているが、建築基準法第29条の規定による地階における住宅等の居室として、壁及び床の防湿その他の事項等に関する基準を満たすものについてはこの限りではないこと。

エ 間仕切壁については、プライバシー確保のために適切な素材とし、簡易なパネル、ベニヤ板等で室内を仕切ただけのものは認められないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合であって、建物の構造上、各居室がふすま等で仕切られている場合や、居室間の間仕切壁の上部に欄間が設けられている場合には、基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。また、扉についても同様であり、プライバシーの確保を目的として堅固なものとすることを求めたものであること。

そのため、間仕切壁や扉については布製のカーテンやアコーディオンカーテンなどといったものは適切ではないこと。さらに扉については防犯上の目的から、原則として各入居者が施錠できるものが望まれるものであり、また、窓についても、プライバシーの確保と防犯を目的として各入居者が独立して施錠できるものであること及び窓と各部屋とを仕切る壁の間に隙間がないことが望まれるものであること。

オ 同条第6項第1号オの「出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること」は、他者の居室を通らなければ自分の居室に行くことができない状況

は認められないという趣旨であること。

(3) 居室以外の設備

ア 面積や数の定めがない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。

例えば浴室については、入居者が適切な時間帯及び入浴時間で1日1回は入浴できる広さや数が確保されている必要があること。

イ 炊事設備には、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。

第4 職員配置に関する基準

1 職員の配置数

条例第12条は、無料低額宿泊所の職員配置について、施設長を1名配置するとともに、施設長以外の職員は入居者の数及び提供するサービスの内容に応じ、そのサービス提供に支障が生じないよう適当な数を配置することを求めたものである。

2 施設長の専任

施設長については、社会福祉法第68条の6において準用する同法第66条に規定するとおり、「専任」の管理者として配置しなければならないものである。したがって、施設長はその勤務時間においては主として当該無料低額宿泊所における施設長の業務に従事する必要があること。

ただし、施設長としての勤務時間以外の時間において、他の無料低額宿泊所の支援業務や、無料低額宿泊所以外の業務に従事することを妨げるものではないこと。

第5 運営に関する基準

1 入居申込者等に対する説明、契約等

(1) 条例第13条第1項は、入居者に対しては、サービスの提供に際して、あらかじめサービスを選択するために必要な重要事項について説明を行い、同意を得た上で、契約を結ばなければならないことを規定したものである。

また、契約については、居室の利用（居室及び共用設備の利用並びに電気、ガス、水道等の設備の利用に付随して利用されるものを含む。）に係る契約と、居室の利用以外の契約（食事、日用品等の提供、基本サービス等）に係る契約をそれぞれ文書により締結すること。

なお、入居に当たっては、提供するサービスについて十分な説明を行い、入居者本人の同意を得た上で契約を締結するものであり、入居者が望まないサービスの利用を

強制してはならないものであること。

- (2) 同条第2項は、無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、独立して日常生活を営むことができるか等入居の必要性等が検討されないまま、入居期間が長期にわたることを防止する観点から、契約期間を1年以内に限定するものである。

なお、建物の賃貸借契約については、定期建物賃貸借を除き、契約期間を1年以上とすることとされていることから、居室等の利用に係る契約が賃貸借契約（定期建物賃貸借の場合を除く。）の場合は、契約期間を1年とする必要があるので留意する必要があること。

- (3) 同条第3項は、契約期間の満了前には、契約の更新に関して入居者の意向を確認するとともに、関係機関とのカンファレンス等により継続した利用の必要性が認められるか協議することを求めるものである。

その際に居宅での生活に移行することが可能と判断された場合等には、関係機関との連携のもと、必要な支援を行うものであること。

- (4) 同条第3項の「都道府県又は市町村の関係機関」は、被保護者以外の入居者については、生活困窮者の相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、関係する相談支援機関が該当する。

なお、都道府県又は市町村の関係機関以外の機関との協議を妨げるものではなく、例えば、入居者が保護観察中の場合などにおいては、保護観察所等、必要に応じてその他の関係機関についても協議対象とするものであること。

- (5) 解約については、事業者及び入居者双方の解約条項を契約上定め、契約書に明記しておく必要がある。特に、事業者からの解約について、解約を申し入れることができる事由、解約の申入れから解約までの期間等を定めることとし、解約の事由については入居者に重大な義務違反があった場合等に限定することや、違反行為の是正について必要な催告期間を設ける等入居者の権利の保護に十分に配慮したものとすること。
- (6) 入居者からの解約については、退居等が制限されることなく速やかに退居が可能となるよう必要な規定を契約上定め、契約書に明記することを求めるものであること。また、解約に伴う違約金の支払を求める等、解約を制限する規定を設けることは認められないものであること。

- (7) 同条第7項から第11項までは、重要事項等が記載された文書の交付について電磁的方法により提供する場合の取扱いについて規定したものであるが、電磁的方法による提供は入居者が承諾した場合に限られるものである。その場合、入居者には十分に説明し理解を得ることが求められるものであること。

- (8) サテライト型住居は、入居者として、一般居宅での生活に移行する準備をしている

者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、サテライト型住居において、一般居宅での生活と同様に生活することで、一般居宅への円滑な移行を目指すものと位置づけていることから、入居期間は原則として１年以下とし、１年以上の入居の継続の必要性等は本体施設以上に十分な検討が必要である。こうした検討が行われないまま、入居期間が長期にわたることは適当ではないことに留意すること。

具体的な入居継続の必要性の検討としては、契約期間の満了前には、改めて一般居宅への移行について、事業者により適切にアセスメントを実施し、本人の希望を聴取の上、保護の実施機関とも相談し、サテライト型住居への入居継続、本体施設への移行、一般居宅への移行のいずれの対応方針とするかの検討をすること。

２ 入退居

- （１）条例第１４条は、無料低額宿泊所については、居宅と社会福祉施設との中間的な施設としての役割を担うものとして、心身の状況等により他の社会福祉施設等への転居が必要な場合には転居に向けた支援を行うことを求めるものである。

他の社会福祉施設等への転居を行う場合については、他の福祉サービスの活用等の調整が必要となることが考えられることから、福祉事務所、相談支援機関等の関係機関との連携を図るものであること。

- （２）サテライト型住居を設置している無料低額宿泊所において、本体施設からサテライト型住居への入居者の移行に当たっては、以下の対応を行うこと。

ア 事業者において移行予定者の状態像や生活能力等に関するアセスメントを行うとともにサテライト型住居への移行の希望等を確認する。

イ 居所の移転について、事前に事業者から保護の実施機関への相談を行うとともに、保護の実施機関においては、移行予定者とともに今後の支援方針を確認し、必要に応じて保護の実施機関としての意見を付するものとする。

なお、こうした対応に当たっては、事業者においてアセスメント等に関する記録を残すこととする。

３ 利用料

- （１）条例第１５条は、無料低額宿泊所の適正な運営を確保する観点から、利用料について、あいまいな名目での料金の受領や不当に高額な料金設定を防止するため、受領できる費用の内容及びその基準を規定したものである。

- （２）利用料の金額については、次に掲げるそれぞれの費目に応じて、実費やサービスを提供するために必要となる費用を勘案して設定することとし、例えば、前年度等の一定期間の実績金額等を基に算出した概算額を、平均利用者数で按分する等、実際の事

業経費に即して算定するものであること。

職員の人件費については、調理等の業務、宿泊所の管理に係る業務、入居者の状況把握や軽微な生活上の相談等に係る業務等の業務内容を勘案して、それぞれ食事の提供に要する費用、居室使用料、基本サービス費等の金額設定の根拠として差し支えない。ただし、職員が無料低額宿泊所以外の業務を兼務している場合には、当該兼務している業務に係る勤務時間等を勘案して相当する費用を除いて算定すること。

ア 食事の提供に要する費用

食材料の購入費、調理を行う者の人件費、調理器具の購入及び維持管理費等の費用に相当する金額を基礎として算定するものであること。

なお、食事の提供に要する費用については、事前の申出等により利用者が提供を求めない場合に対応できるよう1食当たりの単価を設定すること。また、弁当等市販品を配布する場合については、購入、配送等の調達に要する費用以上の料金を設定する等、不当に営利を図ることは認められないものであること。

イ 居室使用料

無料低額宿泊所の整備、改修等に要した費用、修繕費や建物の管理に要する人件費等の維持管理費、保険料、当該物件の家賃及び地代等に相当する金額を基礎として算定するものであること。

なお、上記により算定した金額以外に、敷金等入居に当たっての一時金を求めているものではないものであること。

ウ 共益費

共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額を基礎として算定するものであること。なお、共用部分に要する光熱水費や、共用で使用する日用品に要する日用品費について、共益費として算定するか、光熱水費や日用品費で算定するかは事業者の判断によることとして差し支えない。

エ 光熱水費

居室及び共用部分に要する光熱水費の実費に相当する金額を基礎として算定するものであること。

オ 日用品費

入居者が使用する日用品について購入、配送等の調達に要する費用に相当する金額を基礎として算定するものであること。

カ 基本サービス費

入居者の状況把握、軽微な生活上の相談等を行うために配置する職員の人件費及び当該業務に要する事務費等に要する費用に相当する費用を基にして合理的に算定するものであること。

キ 日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

日常生活支援住居施設の認定要件を満たす無料低額宿泊所において、提供される日常生活支援に関するサービスを行うために配置する職員の人件費、当該業務に要する事務費等に相当する費用を基にして合理的に算定した額から、日常生活上の支援に要する委託事務費として福祉事務所から受領する金額を除いて算定するものであること。

- (3) 利用料の設定については、必ずしも条例第15条第1項各号に規定する各事項を全て区分する必要はなく、例えば、共益費と光熱水費を同じ費目として設定しても差し支えない。また、各費目の名称について、同項各号に規定する各事項と異なる名称を用いても差し支えない。

ただし、その場合もその費用の内容については運営規程上に明記する等、利用者等に説明できるようにしておかなければならないこと。

- (4) 居室使用料、共益費、光熱水費、日用品費及び基本サービス費については、入居者が月の途中に入退去する場合については、実際に入居していた日数の日割りに基づく金額としなければならない。食事費については、入居者が合理的な理由により、適切な時期までに食事の提供を不要である旨の意思表示をした場合には、その利用料を徴しはならないこと。なお、過大に受領した場合は、返還しなければならないこと。
- (5) サテライト型住居の利用者に係る基本サービス費については、本体施設に比較して支援に係る時間等が少ないことが想定されることから、本体施設の入居者と比較して支援時間当たりの費用について不均衡が生じないように、訪問等による支援時間に応じて適切な基本サービス費を設定すること。

4 サービス提供の方針

- (1) 条例第16条は、無料低額宿泊所は、入居者の状況把握、生活上の相談等を通じて、入居者の健康の保持及び入居者自身での生活管理に向けた支援及び入居者同士の役割分担の機会の提供等、当該無料低額宿泊所における適切な生活を送る事ができるように支援に努めることとしたものである。
- (2) 同条第2項は、無料低額宿泊所は複数の入居者が共同で生活する場であることから、共有スペースの利用等について入居者の意向等も踏まえ一定のルールを設ける等円滑な運営が行われるよう配慮することを求めたものである。

喫煙に関しては、喫煙場所、喫煙可能時間等を設定するとともに、必要な換気を行う等受動喫煙の防止に努めるものであること。

- (3) 同条第3項は、無料低額宿泊所は、施設等も含めた個人の居住スペースの確保、入居者との面談時の配慮等、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行うことを

求めたものである。

- (4) 同条第4項は、入居申込者への説明時や、入居中のサービス提供等を行うに際しては、入居者本人の理解の状況等に応じて、その内容等について入居者の理解が得られるよう懇切丁寧に行うことを求めたものである。

5 食事、入浴

- (1) 条例第17条は、無料低額宿泊所において提供される食事は、できるだけ変化に富み、入居者の年齢等にも配慮し、栄養的にもバランスを考慮したものであることを求めるものである。

食事の提供は、入居者がその内容を確認できるようあらかじめ作成した献立に応じて提供することを原則とし、利用者から事前の申出があった場合には、食事の提供を行わない等、入居者の希望等に応じた対応が行われるようにすること。

- (2) 条例第18条は、適切な時間帯及び入浴時間で1日1回は入浴の機会を提供しなければならないことを求めたものである。

なお、入浴の機会の提供については、入居者の意向等も踏まえた上で、シャワーのみの対応とする日を設けて差し支えないこと。

入浴について、同条ただし書の1日1回の頻度で提供できない「やむを得ない事情」とは、入浴に際して介助等の支援が必要な場合であって、職員の勤務体制、介護サービス利用等の状況によって1日1回の入浴が困難な場合等を想定しているものであり、入居者数に応じた入浴設備が整っていないことを理由とすることは認められないものであること。

6 状況把握

- (1) 条例第19条は無料低額宿泊所における入居者の状況把握について規定したものであるが、利用者の状況把握については、心身の状況に変化等がないか、生活上の問題等を抱えていないか等利用者が安定した生活を送るための支援の観点から行うものとし、その方法は、共用室等での面談、居室への訪問等を想定している。

ただし、状況把握の方法や頻度等については、適切なアセスメントやマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて、訪問以外の方法での状況把握、訪問等を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。

なお、職員の勤務状況により休日となる日については、訪問等による状況把握を行う必要はないが、利用者からの臨時の連絡等には適宜応じることができるよう適切な支援体制を講じること。

(2) サテライト型住居の入居者の状況把握については、サテライト型住居は、入居者として、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、サテライト型住居において、一般居宅での生活と同様の生活を行うことで、一般居宅への円滑な移行を目指すものと位置づけていることから、日常生活に通常必要と考えられる事項（金銭管理、健康管理・衛生管理、炊事洗濯等、安全管理等）が適切に行われているかの確認の必要性が特に高いことに留意すること。

なお、確認の方法としては、電話連絡等の職員と入居者が面会しない方法や本体施設における面談等の方法のみでは、上記事項を確認することが困難である場合が多いと想定されるため、原則として居室を巡回すること。その際、状況把握の方法や頻度等について、適切なアセスメントやマネジメントに基づき、利用者との合意の下に行うよう留意すること。

7 職員の業務等

条例第20条から第22条までについては、職員等の責務、勤務体制等について規定したものである。このうち、職員の勤務体制の確保に関しては、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を明確にすること。

職員の処遇については、労働基準法等の遵守を求めるものであるが、特に、職員が無料低額宿泊所の施設内に住み込みでの勤務を行う場合等には、勤務実態に応じて断続的労働の許可を得るなど留意が必要なものであること。

8 定員の遵守

条例第23条は、災害等の緊急やむを得ない事情がある場合を除き、無料低額宿泊所の定員を超過して入居者を受け入れてはならないものであること。

なお、緊急やむを得ず定員を超過して入居者を受け入れる場合で、1つの居室を複数人で使用するときや、居室の要件を満たさない場所を使用するときは、1人で1居室を使用する居室使用料を受領することは認められないものであること。

9 衛生管理等

条例第24条は、衛生管理等について規定したものであるが、調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行うこととし、食中毒、感染症及び害虫の発生を防止するための措置等については、必要に応じて保健所の助言、指導等を求めること。

また、無料低額宿泊所の施設内は定期的には大掃除を行う等清潔を保つものであること。

10 日常生活金銭管理

(1) 条例第25条は、入居者の日常生活に係る金銭の管理について規定したものである。

入居者の金銭管理については、入居者本人が行うことが原則であるが、金銭の適切な管理に支障がある者について、本人の安定した生活の維持や金銭の自己管理に向けた訓練等のために必要がある場合には、一定の要件を設けた上で、無料低額宿泊所の職員が金銭管理を行うことを妨げないこととしたもの。

職員が金銭管理を行うことについて、金銭の適切な管理に支障がある入居者本人が金銭の管理を希望する場合に限定したものであるため、入居者の状況や金銭管理を希望するか否かによらず入居者全員と金銭管理契約を行うことは認められないものであること。

(2) 入居者の状況等から、成年後見制度、権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等他の金銭管理に係る制度の活用が可能な場合には、当該制度の活用を図る必要があること。

(3) 金銭管理の対象については、あくまでも日常生活を営むために月々の生活費として必要な金額に限られるものであり、資産や多額の現金等の管理を行うことは認められないものであること。

(4) 金銭管理を行う場合には、サービスの利用契約とは別に、金銭等の管理契約を締結する必要があること。契約を行う場合には、同条第9号に定める管理規程の内容について十分に説明を行う必要があること。

(5) 金銭管理は入居者の意思を尊重して管理することとし、入居者本人の意思に反して、個々の支出を極端に制限し、あるいは購入品を限定してはならないこと。また、入居者本人が金銭等の管理契約の解約を申し入れたときは、解約するとともに管理する金銭等を速やかに返還する必要があること。

(6) 金銭管理を行う場合には、同条第10号に基づき、同条第6号から第8号までに掲げる事項に関して具体的な方法等を定めた管理規程を定めることとし、その写しを、市長（保護課）に届け出るものであること。また、金銭管理の契約（契約の変更及び解約を含む。）を行ったときは、同条第11号に基づいて、契約書等の写しを被保護者の生活保護を所掌する福祉事務所に届け出るものであること。

(7) 同条第2号の「これ（金銭）に準ずるもの」としては、預金通帳、キャッシュカード、金券等が該当する。

また、預金通帳、キャッシュカード等の保管について、例えば無料低額宿泊所の事務所内に個人ごとに鍵付きの貴重品用ロッカー等を用意し、入居者自身が自由に取り出しできるような保管形態であれば金銭管理には当たらないが、預金通帳等を事業者側が預かり、入居者が取り出す際に事業者側への申出が必要な形態で保管されている

場合は、事業者側が金銭等の出納に関与していなかったとしても条例第25条に規定する金銭管理に当たる。

なお、上記のように、事業者側が通帳等の保管業務のみを行う場合は、同条第9号に規定する管理規程や同条第5号による金銭等の管理に係る契約において、収支の記録の方法等を定めたり、収支状況が分かる帳簿等を整備したりする必要はない。

- (8) 同条第4号の「金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること」とは、無料低額宿泊所での金銭等の管理は金銭の適切な管理に支障がある者を対象としているが、あくまでも入居者本人が希望する場合に行う支援であり、本人の意思に反して金銭等を管理することを認めるものではないという趣旨であること。

したがって、入居者が金銭等の管理に係る契約の解約の申入れがあったときは、無料低額宿泊所は直ちに管理する金銭等を返還しなければならない。

- (9) 同条第6号の「金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること」については、金銭等の出納後において、出納を行った職員以外の職員が入居者と出納を行った職員の双方にその出納額等を確認する体制等が整備されている場合には、必要な体制が整備されているものとして差し支えない。

- (10) サテライト型住居の入居者に対する金銭管理について、サテライト型住居は、入居者として、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、サテライト型住居において、一般居宅での生活と同様の生活を行うことで、一般居宅への円滑な移行を目指すものと位置づけていることに鑑み、サテライト型住居の入居者の金銭管理は想定されない。特別の事情があり金銭管理を行う場合は、当該入居者本人が希望した際に直ちに届出できる職員体制を整えるよう留意すること。

1.1 掲示及び公表

- (1) 条例第26条は、事業の適正な実施と、入居者等のサービスの選択に資する観点から、運営規程の概要等を無料低額宿泊所の施設内に掲示しておくことを求めるものである。

また、事業実施の透明性を担保する観点から、運営規程及び収支の状況については、公表することとし、公表の方法については、インターネットの利用により行うこととするほか、法人等の主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には請求に応じなければならないこととするものである。なお、ホームページでの掲載は必須ではなく、入居者や入居を検討する者等から閲覧の請求があった場合に、請求に応じることが出来る状態となっていればよい。

また、閲覧請求への対応について、例えば、入居者や入居を検討する者等から各事業所へ電話やメールで問い合わせがあった際に、郵送やメールで必要な情報を提供するような方法も考えられる。

- (2) 同条第2項の「貸借対照表、損益計算書等」は、無料低額宿泊事業として統一の様式等は求めるものではない。運営主体である各法人において、それぞれ会計基準が定められている場合は、当該基準に応じて必要な書類を作成すること。また、事業所ごとの内訳を把握できる記載方法となっていれば、法人一括でこれらの書類を1つの様式で作成しても差し支えない。

1 2 秘密の保持

条例第27条は、職員及び職員であった者に係る秘密の保持について規定したものである。このうち、職員であった者については、無料低額宿泊所での業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるよう求めているが、具体的には、職員との雇用契約時等において、当該無料低額宿泊所の職員が職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を取り決め、例えば、違約金についての定めを置く等の措置を講じるべきものであること。

1 3 広告

条例第28条は、広告を行う場合、提供されるサービスの内容、利用料若しくは解約に関する事項、事業者の資力若しくは信用に関する事項又は事業者の実績に関する事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく優良又は有利であると人を誤認させるような表示をしてはならないことを規定したものである。

1 4 苦情への対応

- (1) 条例第29条第1項の「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、苦情の対応の手順等無料低額宿泊所における苦情に対応するために講ずる措置の概要を明確にし、入居者へサービスの内容等を説明する文書に記載するとともに、当該無料低額宿泊所の施設内に掲示する等である。
- (2) 同条第2項は、無料低額宿泊所を運営する事業者が、受け付けた苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けるものである。また、無料低額宿泊所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、条例第9条第2項の規定に基づき苦情の内容等の記録は、記録を作成した日

から5年間保存しなければならない。

15 事故発生時の対応

(1) 条例第30条は、無料低額宿泊所の施設内で事故が発生した場合には、市長（保護課）のほか、家族等がいる場合は家族、事故の当事者が生活保護受給者の場合は福祉事務所に対して、それぞれ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとしたものである。

(2) 同条第2項は、事故の状況や事故に際して採った処置については記録することを義務付けるものである。

なお、条例第9条第2項の規定に基づき事故の状況や事故に際して採った処置についての記録は、記録を作成した日から5年間保存しなければならない。

(3) 同条第3項は、無料低額宿泊所において、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償しなければならないことを規定したものである。そのため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいものであること。

16 サテライト型住居に係る設備基準等の適用

条例第31条は、無料低額宿泊所に設ける設備について、サテライト型住居ごとに設けなければならない旨を規定したものである。

第6 居室に関する経過措置

1 条例附則第2条は、条例の施行の際（令和2年4月1日。以下同じ。）現に生活困窮者当の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の社会福祉法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所の建物において、1つの居室の定員が2人以上の居室又は間仕切壁が天井まで達していない居室については、既入居者の転居等に要する期間等を勘案し、条例の施行後3年以内に解消を図るものである。

2 条例附則第3条は、条例の施行の際現に存在する無料低額宿泊所の建物において、床面積が条例第11条第6項第1号ウに規定する基準を満たさない居室について、当該基準に適合させるために大規模な改修工事等が必要になる場合もあることから、一律に経過措置の年限等を区切ることはせず、個々の無料低額宿泊所の状況に応じて段階的かつ計画的に当該基準を満たすよう改善計画の策定を求めるものである。

経過措置の対象となる施設は、令和2年3月31日時点において宿泊所として利用されていた施設とし、同日時点で無料低額宿泊所として届出がなされていたもののほか、無料低額宿泊事業に相当する事業を実施していたと市長（保護課）が認める場合に限り、

届出を行っていなかった施設についても経過措置の対象となり得るものとする。

床面積の改善計画については、当該計画の内容やその履行について市長（保護課）と協議するものとし、特に、軽微な改修等で対応が可能な場合については、その状況に応じて年限を区切るなど適切な対応を行うこと。

なお、正当な理由なく改善計画に基づいた改善措置がなされない場合には、社会福祉法第71条の規定に基づく事業の改善命令等の対象になり得るものであること。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。